



令和6年10月1日に、愛知県の最低賃金が改定されました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。最低賃金には、2つの種類があります。

1 つめは「地域別最低賃金」です。産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として各都道府県ごとに定められているものです。

2 つめは「特定最低賃金」です。特定の産業について、

2 つの最低賃金



造業（一部除外あり）」「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（一部除外あり）」「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

で働く労働者に適用されず。

ただし、上記の各産業に属する事業場で働く労働者のうち、下記に掲げる適用除外労働者には、地域別最低賃金が適用されず。

○18歳未満又は65歳以上の者

○雇入れ後3か月未満の者であつて、技能習得中の者

○清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

○製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業においては、軽易な運搬の業務に主として従事する者

○輸送用機械器具製造業においては、手作業により手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者

関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて、各都道府県ごとに定められているものです。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

今般改定されたのは、

地域別最低賃金です。時間額1027円から1077円に改定されました。特定最低賃金は、地域別最低賃金の改定時期とは異なり、愛知県においては、例年12月中旬頃に改定されています。

特定最低賃金は、全国で224件あります（令和6年3月末日現在）。愛知県においては「染色整理業」「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製

情報通信機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業（一部除外あり）」「各種商品小売業」「自動車（新車）、自動車部品・附属品小売業」「自動車（新車）小売業（平成20年に自動車部分品・附属品小売業と分離）」の9つの産業において、特定最低賃金が設定されています。

特定最低賃金は、上記の各産業に属する事業場

さて、2つの最低賃金

について述べましたが、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

ここで、特定最低賃金は、毎年必ず改定されているものばかりではなく、改定されなくなるものもあります。

愛知県においては、かつては上記すべての特定最低賃金が毎年改定されてきましたが、最近では、令和5年12月16日に

○製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

：時間額1059円

○輸送用機械器具製造業

：時間額1028円

の2つの特定最低賃金が改定されているだけです。

そして、この2つの特定最低賃金については、本年度も改定が予定されています。

今般、地域別最低賃金が改定されたことにより、

令和5年12月16日に改定された特定最低賃金よりも地域別最低賃金額の方が高額となりましたので、令和6年10月1日からは、すべての産業において地域別最低賃金が適用されることとなります。

特定最低賃金の各産業は、日本標準産業分類の定義によります。非常に細かく定められていますので、どの産業に該当するのかわからない迷われたら、日本標準産業分類（平成25年10月改定が最新）をご確認ください（総務省のホームページで確認できます）。

地域別最低賃金・特定最低賃金のどちらの最低賃金も、近年の引き上げ額は高くなっており、中小企業におかれましては、賃金の引き上げに相当なご苦労があることと推察されます。

厚生労働省においては、

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます

令和6年
10月1日から

時間額

1,077円

前年比

50円UP

特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和6年12月16日から
時間額

1,111円

前年比

52円UP

- 輸送用機械器具製造業

〔建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。〕

令和6年12月16日から
時間額

1,081円

前年比

53円UP

業務改善助成金

賃金引き上げを支援します！

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）

愛知働き方改革推進支援センター（令和6年度）

電話 0120-006-802

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）

電話 052-857-0313

業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

（受付時間 平日8:30~17:15）

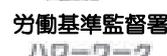
業務改善助成金 検索



タスケくん



愛知労働局



厚生労働省

「賃金引き上げ
特設ページ」
を開設しています

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

